



教職第456-2号
令和2年7月13日

各市町村教育委員会公務災害担当課長
各県立学校長
各課所館長

} 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

新型コロナウイルス感染症の公務災害認定における取扱いについて（通知）

日頃、公務・通勤災害補償関係事務につきましては、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の公務災害認定における取扱いについて、以下のとおり地方公務員災害補償基金のホームページに掲載されましたので、参考にしてください。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下市町村立学校長に対し、周知をお願いいたします。

<地方公務員災害補償基金>

基金からのお知らせ

<https://www.chikousai.go.jp/corporate/about/info.php>

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

担当：総務・退職手当担当

電話：048-830-6665

FAX：048-830-4953